金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アドヴァンキャピタル株式会社
２．住所　東京都品川区東五反田１―10―７ＡＩＯＳ五反田ビル606号室
３．代表者の氏名　代表取締役　水上　博和
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2138号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年11月９日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Ｒｏｂ　Ｂｏｏｋｅｒ　Ｊａｐａｎ株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋兜町９―５Ａ―１兜町ビル704号室
３．代表者の氏名　代表取締役社長　フリードブラッドリーデービド
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2196号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年11月９日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社トリプルアイ投資総合研究所
２．住所　東京都新宿区新宿１－９－２日南貿易ビル３階(旧住所：東京都港区赤坂２―19―４)
３．代表者の氏名　代表取締役　武本　昭一
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2352号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年11月９日

関東財務局長　菅野　良三

解　散　命　令　公　告

経済産業省公告第９号

別表の上欄に掲げる組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表下欄のとおり公告する。

平成24年11月９日

近畿農政局長　小栗　邦夫
近畿経済産業局長　小林　利典

別　表

名称及び主たる事務所の所在地	命　令　の　要　旨
コミュニティー甲子園開発協同組合 大阪市北区同心二丁目13番４号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

〔教示〕　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣及び経済産業大臣に行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に国を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分の日から１年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができない。

解　散　命　令　公　告

経済産業省公告第10号

別表の上欄に掲げる組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表下欄のとおり公告する。

平成24年11月９日

近畿経済産業局長　小林　利典

別　表

名称及び主たる事務所の所在地	命　令　の　要　旨
光印刷事業団協同組合 神戸市西区高塚台二丁目10番地	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

〔教示〕　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、経済産業大臣に行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に国を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分の日から１年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができない。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第３００５４号

兵庫県明石市硯町２丁目５番
申立人　明石ハウス管理組合
本籍兵庫県明石市林１丁目1024番地、最後の住所兵庫県明石市硯町２丁目５番１―509号、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日平成21年２月２日、出生の場所兵庫県明石郡櫨谷村、出生年月日昭和４年３月22日、職業無職
被相続人　亡　藤井　　弘
事務所兵庫県神戸市中央区中町通２丁目３番２号　神戸駅前ツインビル８階
相続財産管理人　弁護士　髙本　直彰

神戸家庭裁判所明石支部

平成２４年（家）第１５６２号

奈良県生駒郡平群町西宮３丁目14番44―９号
申立人　池田　勝美
本籍奈良県生駒郡平群町大字若井479番地、最後の住所奈良県生駒郡平群町大字若井35番地の19、死亡の場所奈良県生駒郡平群町、死亡年月日平成24年４月10日頃、出生の場所奈良県生駒郡平群村、出生年月日昭和18年２月16日、職業無職
被相続人　亡　中本　利一
事務所奈良県奈良市登大路町36番地　大和ビル２階　佐藤公一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　公一

奈良家庭裁判所